

新旧対照表

○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定

新	旧																										
騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定																										
昭和四十九年八月二十日 告示第六百八十四号	昭和四十九年八月二十日 告示第六百八十四号																										
告示文 略	告示文 略																										
時間及び区域区分	時間及び区域区分																										
表 略	表 略																										
備考 略	備考 略																										
二 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次の表のとおりとする。	二 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次の表のとおりとする。																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">印旛郡酒々井町</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">印旛郡栄町</td> <td>第一種区域 ～第二種区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三種区域</td> <td>近隣商業地域 <u>及び準工業地域</u></td> </tr> <tr> <td>第四種区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>香取郡多古町～夷隅郡御宿町</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	印旛郡酒々井町	(略)		印旛郡栄町	第一種区域 ～第二種区域	(略)	第三種区域	近隣商業地域 <u>及び準工業地域</u>	第四種区域	(略)	香取郡多古町～夷隅郡御宿町	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">印旛郡酒々井町</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">印旛郡栄町</td> <td>第一種区域 ～第二種区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三種区域</td> <td>近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td>第四種区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>香取郡多古町～夷隅郡御宿町</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	印旛郡酒々井町	(略)		印旛郡栄町	第一種区域 ～第二種区域	(略)	第三種区域	近隣商業地域	第四種区域	(略)	香取郡多古町～夷隅郡御宿町	(略)	
印旛郡酒々井町	(略)																										
印旛郡栄町	第一種区域 ～第二種区域	(略)																									
	第三種区域	近隣商業地域 <u>及び準工業地域</u>																									
	第四種区域	(略)																									
香取郡多古町～夷隅郡御宿町	(略)																										
印旛郡酒々井町	(略)																										
印旛郡栄町	第一種区域 ～第二種区域	(略)																									
	第三種区域	近隣商業地域																									
	第四種区域	(略)																									
香取郡多古町～夷隅郡御宿町	(略)																										
備考	備考																										
一 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、 <u>平成二十九年三月十四日</u> 現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。	一 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、 <u>平成二十八年七月一日</u> 現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。																										
二及び三 略	二及び三 略																										

新旧対照表

○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定

新	旧
<p>振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定</p> <p style="text-align: right;">昭和五十二年十一月二十九日 告示第七百七十七号</p> <p>告示文 略 指定地域 表 略</p> <p>備考 市街化調整区域並びに用途地域及び工業専用地域とは、<u>平成二十九年三月十四日</u>現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。</p>	<p>振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定</p> <p style="text-align: right;">昭和五十二年十一月二十九日 告示第七百七十七号</p> <p>告示文 略 指定地域 表 略</p> <p>備考 市街化調整区域並びに用途地域及び工業専用地域とは、<u>平成二十八年七月一日</u>現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。</p>

新旧対照表

○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定

新	旧																						
振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定 昭和五十二年十一月二十九日 告示第七百七十八号	振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定 昭和五十二年十一月二十九日 告示第七百七十八号																						
告示文 略 時間区分及び区域区分 表 略 備考 二 第一種区域及び第二種区域の区分は、次の表のとおりとする。	告示文 略 時間区分及び区域区分 表 略 備考 二 第一種区域及び第二種区域の区分は、次の表のとおりとする。																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">印旛郡酒々井町</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">印旛郡栄町</td> <td>第一種区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第二種区域</td> <td>近隣商業地域 <u>及び準工業地域</u></td> </tr> <tr> <td>香取郡多古町～夷隅郡御宿町</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	印旛郡酒々井町	(略)		印旛郡栄町	第一種区域	(略)	第二種区域	近隣商業地域 <u>及び準工業地域</u>	香取郡多古町～夷隅郡御宿町	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">印旛郡酒々井町</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">印旛郡栄町</td> <td>第一種区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第二種区域</td> <td>近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td>香取郡多古町</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	印旛郡酒々井町	(略)		印旛郡栄町	第一種区域	(略)	第二種区域	近隣商業地域	香取郡多古町	(略)	
印旛郡酒々井町	(略)																						
印旛郡栄町	第一種区域	(略)																					
	第二種区域	近隣商業地域 <u>及び準工業地域</u>																					
香取郡多古町～夷隅郡御宿町	(略)																						
印旛郡酒々井町	(略)																						
印旛郡栄町	第一種区域	(略)																					
	第二種区域	近隣商業地域																					
香取郡多古町	(略)																						
備考 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、 <u>平成二十九年三月十四日</u> 現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。	備考 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、 <u>平成二十八年七月一日</u> 現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。																						